

議案第14号

守谷市民交流館の設置及び管理に関する条例

守谷市民交流館の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月1日提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
14号	1

## 守谷市民交流館の設置及び管理に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、守谷市民交流館（以下「交流館」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
守谷市民交流館	守谷市大木966番地の1

### (設置)

第3条 交流館は、市民の相互交流を図ることにより、個性豊かな活力ある地域社会を実現するためのコミュニティ活動の拠点施設として設置するものとする。

### (利用できる者の範囲)

第4条 交流館を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に居住する者
- (2) 本市に所在する事業所に通勤する者
- (3) 本市に所在する学校に通学する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認めた者

### (休館日)

第5条 交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週木曜日
- (2) 12月28日から翌年1月3日まで

### (開館時間)

第6条 交流館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次条第1項の規定による利用の許可の有無に応じて、閉館時間を5時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

### (利用の許可)

第7条 交流館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に管理上必要な条件を付すことができる。

### (利用の制限)

第8条 市長は、交流館を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交流館の利用を許可しない。

議案	頁数
14号	2

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- (2) 施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる場合
- (3) 専ら営利を目的とすると認められる場合。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が交流館を利用させることが適当でないと認められる場合  
(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した場合
- (2) 災害その他やむを得ない理由により、交流館の利用ができなくなった場合
- (3) 第7条第2項の許可条件に違反した場合
- (4) 前条各号のいずれかに該当した場合
- (5) 許可を受けた目的以外で利用した場合
- (6) 虚偽の申請その他の不正な手段により利用許可を受けた場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が交流館の管理上特に必要と認める場合  
(利用料)

第10条 利用者は、別表に定める利用料を納付しなければならない。

- 2 利用料は、第7条第1項の利用許可を受ける際に納付しなければならない。  
(利用料の免除)

第11条 市長は、公用若しくは公益活動のために交流館を利用する場合、又は特別な事情があると認める場合は、利用料を免除することができる。

(利用料の返還)

第12条 利用者が既に納付した利用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができないやむを得ない理由により、交流館を利用できなかった場合
- (2) 利用者が、利用予定日の10日前（その日が守谷市の休日を定める条例（平成元年守谷町条例第35号）第1条第1項に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日）までに、利用の取消しの申出をした場合
- (3) その他市長が特別な理由があると認めた場合  
(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

議案	頁数
14号	3

(原状回復)

第14条 利用者は、その利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に復さなければならない。第9条の規定により、利用の許可を取り消され、又は利用を停止され、若しくは利用を制限されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第15条 利用者が、故意又は過失により、交流館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

使用区分	単位	金額
和室1	1時間	50円
和室2	1時間	50円
多目的ホール	1時間	250円

備 考 利用料の算定の際、利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。

議案	頁数
14号	4

## 提案理由（議案第14号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、大木の公共用施設について、市民の相互交流を図り、個性豊かな地域社会を実現するためのコミュニティ活動の拠点施設として活用し、地域活動、地区活動を支援し、地域力の向上、更なる市民協働の推進を図っていくため、施設の設置及び管理に関する条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願ひいたします。

議案	頁数
14号	5

## 守谷市民交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、守谷市民交流館の設置及び管理に関する条例（平成29年守谷市条例第号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、守谷市民交流館（以下「交流館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (利用申請及び許可)

第2条 交流館を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は守谷市民交流館利用許可申請書（様式第1号）を、利用の許可に係る事項を変更しようとする者（以下「変更申請者」という。）は守谷市民交流館変更許可申請書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用する日の2箇月前から当該利用する日の5日前（その日が守谷市の休日を定める条例（平成元年守谷町条例第35号）第1条第1項に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までの間に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、利用を許可することが適當と認めるときは、守谷市民交流館利用許可書兼領収書（様式第3号）を申請者に、利用の許可に係る事項の変更を許可することが適當と認めるときは、守谷市民交流館利用変更許可書（様式第4号）を変更申請者に交付するものとする。

### (利用取消しの届出)

第3条 交流館の利用の取消しをしようとする者は、守谷市民交流館利用取消届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

### (利用料の免除)

第4条 条例第11条の規定により、利用料の免除を受けようとする者は、守谷市民交流館利用料免除申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、免除することが適當と認めるときは、守谷市民交流館利用料免除決定通知書（様式第7号）により当該免除申請者に通知するものとする。

### (利用料の返還)

第5条 条例第12条ただし書の規定に該当することにより、利用料の返還を求める者は、守谷市民交流館利用料返還申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、返還することが適當と認めるときは、守谷市民交流館利用料返還決定通知書（様式第8号）を当該返還申請者に通知するものとする。

### (遵守事項)

議案	頁数
14号	6

第6条 交流館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく広告物の掲示及び配布、看板及び立札の設置その他これらに類する行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において、喫煙及び火気の使用をしないこと。
- (3) 許可を受けていない施設等を利用しないこと。
- (4) 許可なく物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障がある行為をしないこと。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案	頁数
14号	7